第十七号様式別表中

（摘要）

を

（摘要）　住宅借入金等特別控除可能額　　円 居住開始年月日

に改め、同表記載要領11を12とし、6から10を7から11までとし、5の次に次のように加える。

6　租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下6において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「摘要」欄には次により記載してください。

(イ)　租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する当該申告書に記載された金額（以下(イ)において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。

(ロ)　給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）を記載してください。

(ハ)　給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第3項若しくは第5項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。）に係る住宅の取得等（同法第41条第1項に規定する住宅の取得等、同条第5項に規定する認定長期優良住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項に規定する住宅の増改築等をいう。以下(ハ)において同じ。）に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第3項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する認定長期優良住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同法第41条の3の2第1項又は第4項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額を記載してください。

(ニ)　給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第4項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条の改正規定は、平成二十二年一月一日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

第二条　改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第三条　新規則の規定中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

○経済産業省令第四十四号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第四条第一項から第三項まで及び第六項、第六条第一項並びに第七条第一項の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十四日

経済産業大臣　二階　俊博

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第六条第一項の表に次のように加える。

十　令第1条第十号に掲げる経済連携協定（以下「日ベトナム協定」という。）	様式第二十六	様式第二十七

第七条に次の1項を加える。

10　法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日ベトナム協定にあっては、次のとおりとする。

一　自国に輸入される第1種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、ベトナム社会主義共和国の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ　日ベトナム協定附属書三第六規則の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ　日ベトナム協定附属書三第七規則の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がベトナム社会主義共和国の税関当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二　証明書受給者又は特定証明資料提出者は、ベトナム社会主義共和国の税関当局による前号ロの方法による確認を受ける際には、日ベトナム協定附属書三第七規則及び第八規則の規定を十分に読むべきこと。

三　ベトナム社会主義共和国の税関当局が、日ベトナム協定附属書三第七規則第1項(a)に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四　前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者又は特定証明資料提出者は、日本国政府がベトナム社会主義共和国の税関当局からの訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内に回答がベトナム社会主義共和国の税関当局に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者若しくは特定証明資料提出者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内にベトナム社会主義共和国の税関当局に到達しなかったときは、ベトナム社会主義共和国の税関当局は当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特恵待遇を否認することができること。